

みなべ町産業振興促進計画

令和2年2月21日作成
和歌山県みなべ町

1. 計画策定の趣旨

(1) 町の沿革

南部川を流域とするみなべ町は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、また、平安時代から中世にかけては「南部庄」として一つの地域を構成していました。江戸時代に入ってからこの地域においては、「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していました。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事を処理できるような自治体能力をもたせるために、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められました。この大合併により両町村においても、30あった村々が、南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併されました。

昭和の大合併においては、第二次大戦後の新憲法のもとで、仕事や権限はできるだけ地方自治体に、とりわけ住民に最も身近な基礎自治体である市町村に配分すべきであるという考え方のもと、社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの多くの仕事が市町村でこなせるよう、昭和28年に「町村合併促進法」が制定されました。本町では、地域の一体性を実現する意義から南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もありましたが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合され、その後昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足しています。そして平成16年10月1日、南部町と南部川村が合併し、みなべ町が誕生しました。

図 みなべ町の沿革



(2) 位置と地勢

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置しています。日高郡に属し、紀南地域の中心都市である田辺市に隣接しています。生活圏域としては、田辺広域圏と御坊広域圏の中間地域に位置しています。

総面積は 120.268km² で、現在の和歌山県下市町村平均面積の 157.53 km² を少し下回ることとなり、和歌山県全域面積(4,726km²)の約 2.5%を占めます。

紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地、低地、山林地帯を含むバラエティに富んだ地勢を持っており、丘陵地にひろがる梅林では日本一のブランドを誇る「南高梅」の栽培が盛んです。

山間部は、森林、溪谷などの自然資源に恵まれ、「鶴の湯温泉」があります。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産が盛んであり、備長炭の里としても有名です。

黒潮洗う海岸部は、風光明媚な景観を誇り、「国民宿舎紀州路みなべ」などの温泉施設があり、海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んで、「千里の浜」は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵の地として全国的に有名です。

図 みなべ町の位置



(3) 人口

平成 27 年の国勢調査によると、本町は人口 12,742 人で和歌山県全体の人口(963,579 人)の 1.3%を占めます。また、産業別就業者割合を見ると、第一次産業が 36.5%となっており、全国平均の 4.0%と比較して極めて高く、また和歌山県平均の 9.0%と比較しても高く、典型的な農林水産業主体のまちであるといえます。

世代別の人口構成をみると、65 歳以上の高齢者比率が 30.2%で、全国平均の 26.6%より高く、和歌山県平均の 30.9%と比較してほぼ同率で、高齢者率が高い地域であるといえます。

(4) 計画策定の趣旨

みなべ町は、平成 16 年 10 月 1 日に、南部町・南部川村の合併により誕生しました。合併前には、この 2 町村が個性豊かなまちづくりに取り組み、それぞれ成果をあげてきました。新しく誕生したみなべ町では、この成果を引き継ぎ、貴重な資源を地域の連携で生かし、町内各地域の均衡ある発展や一体感を醸成していく取り組みが必要となっています。

一方で、当町の取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面しています。

このような状況の中で、本町の産業各分野が継続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、豊かな地域資源を生かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要です。

このため、平成 27 年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年施行の改正半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものです。

2. 前計画の評価

(1) 前計画における取組及び目標

本町が平成 27 年に認定されたみなべ町産業振興促進計画(平成 27 年度～平成 31 年度。以下「前計画」という。)の期間においては、次のような取り組み及び目標を設定していました。

【産業振興を推進しようとする取り組み】

〈町〉

- 産業の振興を図るため、促進を図ろうとする業種に対する租税特別措置の活用促進
- 地方税(固定資産税)の不均一課税
- 地域外企業誘致のための取組
- 関係機関が連携して、各主体が進める施策に係る情報を関係機関の間で共有
- マスメディア、インターネット等を最大限活用した産業の広報等を活用し、目標達成に向けて総合的、積極的な取組 など

〈県〉

- 租税特別措置の活用促進

- 企業立地促進の活用の促進
- 設備投資・雇用促進・産業育成の補助金等
- 産業振興のための人材育成のための取組

【目標】

業 種	計画期間中に行われる 新規設備投資件数	当該新規設備投資による 新規雇用者数
製造業	10件	50人
旅館業	5件	30人
情報サービス業等	3件	30人
農林水産物等販売業	3件	10人

(2) 目標の達成状況

【達成状況】

業 種	計画期間中に行われる 新規設備投資件数	当該新規設備投資による 新規雇用者数
製造業	1件	9人
旅館業	0件	0人
情報サービス業等	0件	0人
農林水産物等販売業	0件	0人

※産業振興機械等の取得等に係る確認書発行件数及び事業者への聞き取り調査より

【成果及び課題】

- ・税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。
- ・企業誘致のための、居抜き建物や土地などがなく、新規の企業誘致等が行えなかった。

(3) 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていきます。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (iii) 税制優遇制度措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iv) 企業が活用可能な誘致場所の検討

2. 計画の区域

本計画の対象となる地域は法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定されたみなべ町内全域となります。

3. 計画期間

この計画の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。ただし、必要に応じて計画の見直しを行うこともあります。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおりです。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本町は、平成27年の国勢調査において、第1次産業の就業者割合が36.5%と、農林水産業が主体の町です。特に農業は、全国一の梅の生産量を誇り、町の特産品である南高梅は、全国的にもブランド力があるとともに加工業や販売業を含めた梅産業は本町の基幹産業となっています。

しかしながら、農林水産業では生産者等の高齢化が進んでおり、後継者不足や、昨今の食生活の変化からうめなどの消費が伸び悩み、農業所得が減少するなど厳しい状況が続いています。

そのため、本町の産業の基盤となる第1次産業の持続的発展に向けて、安定した生産・供給体制と後継者の確保・育成が求められています。

(2) 商工業（製造業含む）

郊外型大規模店舗の立地や消費者ニーズの多様化、ネット通販等の普及により、本町の商業は非常に厳しい状況にあります。工業にあっては、消費者ニーズに即した新商品の開発なども進められていますが、他産地との競争の激化などが生じています。食品以外の製材や繊維といった産業についても、海外製品との競争で厳しい状況にあります。

厳しい状況の中でも本町では、商工業を活性化するため商工会などの関係機関と連携し、消費者ニーズに対応したきめ細かいサービスと生活情報が提供できる店づくりを支援しました。

平成27年度から創業支援事業計画が国の認定を受け、創業希望者に対する補助金等の支援が活用できるようになっています。

一方、若者の定住促進や雇用の場を確保するため、地元企業の経営基盤の安定化を進め、また町の土地利用計画との整合性も図りながら、優良企業の誘致に努めていく必要があります。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業の現状は、町内の産業に占める割合は非常に少なく、今後、企業参入の呼び水となる施策の展開を検討し、新たな産業進出を促進していく必要があります。

(4) 観光（旅館業含む）

本町にとっての観光振興は観光産業だけでなく農林水産業の振興にもつながるなど、非常に重要な位

置づけにあります。また、平成 27 年 9 月には、千里の浜を含む海岸域が吉野熊野国立公園に編入され、そして、平成 27 年 12 月には、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されたことで、これまで以上に観光振興について期待されています。

これからも観光客の増加に向け、観光客のニーズを把握し、学生や外国人観光客の誘客も見据えながら、観光 PR の推進をします。自然公園の魅力発信や世界農業遺産の活用、イベント等の実施などにより、観光振興を進めていきます。特に観光は、他の産業への波及効果も高く、各種産業との連携を進めながら、その相乗効果を図っていきます。

しかし、受け入れ体制として、観光ガイドについては、人数不足と育成強化が課題となっています。

また、町内の宿泊施設は、民宿 4 か所、国民宿舎 1 か所、町営宿泊施設 1 か所、ビジネスホテル 1 か所、リゾートホテル 1 か所があり、宿泊可能人員は 1, 1 9 9 人となっています。最近の年間宿泊客は約 1 8 万人と、県内では白浜町、和歌山市などに続いて 7 番目の多さとなっています。

今後の課題として、近年観光は「見る観光」より「参加・体験型の観光」が主流となっていることから、多様化する観光客のニーズに応える努力が必要です。また、町の外の産業と連携して、消費の拡大、ブランドの確立、ファンづくりなどに結びつける必要があります。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組

本町の振興対象業種の活性化を図るために、以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農業基盤の整備	優良農地の確保の観点から農道などの補修等を行い、機能の長寿命化を図ります。
担い手への支援	担い手となる若者や女性、社会人などの就農支援を行います。さらに営農支援を強化し農業経営の安定を図ります。
流通・販売の拡大	国際大会や全国大会等への PR、梅と梅干の海外進出、外食産業への売り込みなどを進めて PR を強化します。

実施主体・主な役割	
町	農業基盤整備事業の実施 担い手支援の事業の実施 農林水産物の PR 活動の強化
関係団体	農林水産物の PR 活動の支援

(2) 製造業

取組事業	説明
創業支援	創業希望者のニーズに応じた環境を整備し、関係機関の強みを活かした創業支援を行います。
中小企業への経営支援	中小企業に向けた融資補助制度を実施し、経営の安定を図ります。

実施主体・主な役割	
町	創業支援相談窓口の設置 中小企業に向けた融資補助事業の実施
関係団体	創業支援相談窓口の設置

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光 PR の推進	観光客のニーズの変化を読み取りながら、観光協会、農業団体、商工会等の連携を強化し、観光 PR 及び情報発信を行っていきます。
イベント等企画実施	新しいイベントの企画を模索しながら、イベント PR の強化を進めていきます。
受入れ体制の整備	観光ガイドの育成の体制づくりを行い、農家民泊認定を推進していきます。

実施主体・主な役割	
町	観光客のニーズに応じた PR 及び情報発信 情報発信ツールの多言語化 関係団体と連携し新たなイベント等の企画実施 ガイド育成にむけた体制づくり
関係団体	町と連携し新たなイベントの企画実施

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた制度の周知等を行い、企業の誘致促進を図る。

実施主体・主な役割	
町	企業立地に関する優遇制度の充実等の検討 制度の周知
関係団体	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 Web 媒体、情報媒体による情報発信や制度周知 商工会の研修会等の際に制度の説明を実施 事業者への制度周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 その他制度の周知
関係団体	広報誌などによる制度周知や、組合員・会員などへの制度斡旋

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活性化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	5件
-------------	----

(2) 雇用に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	15人
-----------	-----

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	商工会の研修会等の際に制度の説明を実施。
②Web 媒体等による情報発信	町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙にて1回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	税務及び企業誘致部署の窓口で半島税制に関する資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、P D C Aサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

■みなべ町の基礎指標

	面積 (k m ²)	人口 (人)	産業別就業者割合(%)			年齢別 (3区分) 人口割合		
			1次	2次	3次	15歳未満	15~64歳	65歳以上
みなべ町	120.28	12,742	36.5%	20.2%	43.3%	13.8%	55.9%	30.2%
和歌山県	4,726	963,579	9.0%	22.3%	68.7%	12.1%	57.0%	30.9%
全国	377,970	127,094,745	4.0%	25.0%	71.0%	12.6%	60.7%	26.6%

資料：平成27年国勢調査

■産業別就業人口の推移

単位：人・%

産業別	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業	2,972	3,096	3,099	2,892	2,644	2,483
林業	57	47	56	37	47	48
漁業	232	223	190	172	143	117
計	3,261	3,366	3,345	3,101	2,834	2,648
第1次産業構成比	41.8	41.4	41.4	40.5	38.8	36.5
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	587	635	655	575	430	433
製造業	1,281	1,373	1,346	1,138	1,078	1,029
計	1,868	2,008	2,001	1,713	1,508	1,462
第2次産業構成比	23.9	24.7	24.7	22.3	20.7	20.2
電気・ガス・熱供給・水道業	13	13	13	19	16	14
運輸・通信業	256	245	223	162	216	169
卸売・小売業・飲食店	1,053	1,013	893	1,039	847	838
金融・保険業	88	77	56	70	73	70
不動産業	13	17	12	20	33	26
サービス業	1,040	1,153	1,324	1,355	1,611	1,713
公務	211	227	218	180	160	162
計	2,674	2,745	2,739	2,845	2,956	2,992
第3次産業構成比	34.3	33.8	33.9	37.1	40.4	43.3
その他	1	3	1	9	16	25
その他産業構成比	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
合計	7,804	8,122	8,086	7,668	7,314	7,127

資料：平成27年国勢調査

■農家数の推移

単位：戸

年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家数	1,891	1,850	1,806	1,721	1,690	1,548	1,486	1,417	1,301
専業	496	543	545	627	604	581	619	631	629
第1種兼業	567	481	494	502	523	486	488	331	240
第2種兼業	828	826	767	592	563	481	379	455	432

資料：農林業センサス

■梅の栽培面積・収穫量・出荷量の推移

	年	平成6年	平成11年	平成16年	平成17年	平成22年	平成27年
栽培面積	町(ha)	1,580	1,819	1,920	1,990	2,160	2,165
	県(ha)	3,990	4,540	4,950	5,140	5,630	5,590
収穫量	町(t)	24,450	27,630	24,500	30,300	25,600	30,715
	県(t)	55,700	60,500	61,600	69,300	56,500	63,800
出荷量	町(t)	24,280	27,340	22,800	29,100	24,600	30,715
	県(t)	54,300	59,400	58,300	66,600	54,300	61,500

資料：和歌山県農林水産統計年報 等

■備長炭の生産量

単位：t

年	平成6年	平成11年	平成16年	平成21年	平成25年	平成29年
生産量	296	376	340	266	222	179

資料：産業課（平成6年は旧南部川村だけの生産量）

■漁業経営組織・専業兼業別

単位：戸

総数	個人	専業	兼業		共同経営
			漁業が主	漁業が従	
			92	85	

資料：和歌山県統計年鑑

■漁業経営体の推移

単位：隻

経営体階層年	総数	漁船非使用	漁船使用				大型定置網	小型定置網	地びき網	海面養殖
			3トン未満	3~30	30~100	100トン以上				
平成5年	149	54	92	2	0	0	0	0	1	
平成10年	140	0	46	91	2	0	0	0	1	
平成15年	123	1	34	86	2	0	0	0	0	
平成20年	109	0	28	75	6	0	0	0	0	
平成25年	92	0	22	64	6	0	0	0	0	

資料：和歌山県統計年鑑

■観光客の推移

単位：人

年	平成 11 年	平成 14 年	平成 17 年	平成 21 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 30 年
宿泊客	97,951	136,761	166,002	158,745	164,744	197,311	180,388
日帰り客	524,989	594,674	561,353	515,838	473,205	465,654	487,972

資料：和歌山県観光客動態調査報告書

■商業の推移

年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
商店数(店)	276	269	258	244	219	170
従業員数(人)	1,052	1,148	1,167	1,101	1,136	805
年間商品販売額(万円)	1,714,490	1,995,282	1,689,430	1,971,109	1,662,300	2,150,261

資料：和歌山県の商業(商業統計調査結果報告)

■工業の推移

年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 22 年	平成 29 年
事業所数(所)	95	121	91	84	79	72
従業員数(人)	1,828	1,855	1,783	1,763	1,644	1,663
工業出荷額(万円)	3,542,126	3,388,009	3,247,831	3,075,416	2,918,321	3,067,369

資料：和歌山県の工業(工業統計調査結果報告)